

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：扶桑町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めない常勤職員	85.8%
任期の定めない常勤職員以外の職員	111.9%
全職員	59.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、町の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役割段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	92.0%
26～30年	94.5%
21～25年	90.7%
16～20年	81.1%
11～15年	85.2%
6～10年	96.3%
1～5年	97.3%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分について、女性職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分について、女性職員が1名のため非公表。
- ・令和5年度については、女性職員のみが育児部分休業を取得しており、その減額により給与に差異がある。
- ・相対的に男性職員の超過勤務時間が長く、女性は男性の88.4%の時間数である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。